

令和6年1月26日

事業者
安全衛生管理担当者) 様
労務管理担当者

(一社) 山梨県労働基準協会連合会

各種講習会開催（令和6年2月～令和6年4月分）のご案内

日頃より当連合会及び労働基準協会の運営にご協力を賜りお礼申し上げます。

令和6年2月中旬～4月までの各種講習会の開催予定をご案内しますので、日程調整の上、必要な資格・教育等について積極的な申し込みをお願いします。

各種感染症も蔓延している状況にありますが、当会では、下記の対策をとった上で、開催をしていきます。

現在の新型コロナ・インフルエンザ等感染症対策

- 会場入口にアルコール消毒器等を設置します。
- 講習会では、終日、閉鎖された同一会場（窓・扉は一部開放しますが…）での受講となりますので、マスクの着用を推奨します。（着用は自己判断）
- 講習会の内容により使い捨て手袋等を配付します。

2月13日（火）

保護具着用管理責任者講習（追加講習）

即日、定員に達しました。

2月14日（水）

自由研削といしの取替等特別教育

まだ、空きがあります。

2月15日（木）

テールゲートリフターの操作の業務にかかる特別教育（学科）

テールゲートリフターの操作については、本年2月1日より、特別教育の対象業務となりました。労働安全衛生法上、その業務に就かせる場合には、特別教育を実施しなければならないこととなりました。（義務）

（実施していない場合には、労働安全衛生法違反となりますので、ご注意ください。）

教育を実施していない企業におかれましては、早期の対応をお勧めします。

（テールゲートリフター教育A） 特別教育（学科）

この特別教育は、学科教育4時間、実技教育2時間の計6時間とされていますが、本教育では、学科教育のみを行います。（一般的な受講）

（テールゲートリフター教育B） 特別教育（学科）＋ 実技教育のポイント（実技教育担当者向）

上記の学科教育4時間に加え、2時間の実技教育が必要となるところですが、実技教育

については、会社にあるテールゲートリフターを使用して、事業者にて関係法令、ガイドライン等をの安全作業を念頭に、「十分な知識を有する者」による教育が必要になります。

そのため、当会での学科教育終了後、日を改め、社内において実技教育を実施する際のポイントについて、1時間の追加講習を行います。

まだ、空きがあります。

2月16日（金）

**化学物質管理者専門的講習に準じる講習
（化学物質の取扱事業場向け）1日講習**

即日、定員に達しました。

2月19日（月）

安全活動に活かすリスクアセスメント(RA)と危険予知活動(KYT)

今年度新たな講習会です。 リスクアセスメントの重要性をご承知のとおりですが、リスクアセスメントや日々の安全活動から得たリスク情報を共有し、自主的活動（KYT）へ繋げる実践方法について、講義や討議を含めて企業における安全活動に活かしていきます。労働災害が増加している昨今、先取りの安全活動に活かしてください

まだ、空きがあります。

2月21日（水）～22日（木）

職長等教育

即日、定員に達しました。

2月27日（火）～28日（水）

産業用ロボット特別教育（学科）

ここでは、「教示等に関わる特別教育」、「検査等に関わる特別教育」の2業務の特別教育を併せて行います。

学科のみの講習ですので、実技教育は、各企業にて行っていただくことになります。

まだ、空きがあります。

3月5日（火）～6日（水）

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習

依然として、受講希望が多い講習会です。

当会のHPに申込書がアップされたら、即座に申込みを！

なお、金属アーク溶接業務にかかる限定講習（1日講習）は、4月に開催します。

3月7日（木）～8日（金）

第一種衛生管理者受験準備講習

過去の出題傾向を踏まえて要点をわかりやすく説明し、合格を目指します。

6月にも準備講習を予定していますが、今からの準備をお勧めいたします。

今の時期から余裕を持って勉強し、7月の模擬試験を受け、8月の試験に向けて準備万端整えてください。

なお、今年度の出張試験は8月26日（月）に実施できるよう調整を進めています。詳細が決まりましたら、お知らせいたします。

3月13日（水）

**化学物質管理者専門的講習に準じる講習
（化学物質の取扱事業場向け）1日講習**

2月開催の「1日講習」は、即日定員に達しました。

化学物質管理者の選任にかかる規制は、令和6年4月1日からとなります。法施行以前の講習会は最後となります。（当然、4月以降も開催していきます。）

受講を希望される場合には、受付開始日をHPにて確認の上、早めの対応をお勧めします。

3月14日（木）

保護具着用管理責任者講習

2月開催の「追加講習」は、即日定員に達しました。

保護具着用管理責任者の選任にかかる規制は、令和6年4月1日からとなります。法施行以前の講習会は最後となります。（当然、4月以降も開催していきます。）

受講を希望される場合には、受付開始日をHPにて確認の上、早めの対応をお勧めします。

※ 令和6年度につきましては、現在調整中ですが、以下を予定しております。
年間計画については、しばらくお待ちください。

4月10日（水）

金属アーク溶接等作業主任者限定講習（新規）

アーク溶接業務にかかる作業主任者は、従来、「特化・四鉛作業主任者講習」の2日講習でしたが、当会では、4月から「限定講習」（1日講習）を実施します。

金属アーク溶接のみの作業主任者の資格を取得する場合には、こちらの講習会を受講をお勧めします。

4月11日（木）～12日（金）

化学物質管理者専門的講習（化学物質の製造事業場向け）2日講習

この講習は、製造事業場向けの「専門的講習」になり、2日間の講習になります。

2日目の実習では、PCを利用しての実習があります。各自ノートPCを持参して下さい。持参できない場合は、受講できません。なお、会場には電源はありませんので、2時間程度稼働可能なノートPCの持参をお願いします。

4月15日（月）

新入者安全衛生教育

法令上、新規採用者に対しては雇い入れ時の安全衛生教育が必要となります。

この講習会では、新社会人となった方（入社0～2年程度）を中心に実施しています。

（中途採用も可）

近年、労働災害が増加傾向にあります。労働災害防止のために、入社時から労働災害防止の意識を持たせることが重要となります。積極的な受講が期待されます。

4月16日（火）～17日（水）

安全管理者選任時研修

新年度の人事異動等で安全管理者が代わる場合には、安全管理者となる資格を取得するため、受

講が必要になります。

対象は、製造業、鉱業、建設業、運送業、卸・小売業（一部除外あり）、通信業、旅館業、ゴルフ場業、清掃業で労働者が50名以上いる事業場です。

4月18日（木）～19日（金）

職長等教育

法令上、新たに職長や職場の指導者（リーダー）となった者が受講する必要があります。グループ討議等も行い、幅広く職場リーダーの養成を行います。

対象は、製造業（食料品製造、繊維工業、衣服等製造業、紙加工業、印刷・製本業等を除く）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業です。

なお、労働安全衛生法施行令の改正により、**令和5年4月1日からは、食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業も対象**となりました。

人気の高い講習会です。討議を行うため定員が多くなく、毎回満員になっています。早めのお申し込みを！

4月22日（月）～23日（火）

有機溶剤作業主任者講習

昨年度は、定員に達することが多かった講習会です。

計画的な受講をおすすめします。



令和6年3月分の講習会等の申込用紙のHP掲載は、
2月7日（水）13時を予定しています。

令和6年度の教育計画については、現在調整です。決定次第HPに掲載します。
申し込みに当たっては、山梨県労働基準協会連合会 HPでご確認ください。